

公募型プロポーザル方式に係る手続開始の公示の変更  
(建築のためのサービスその他の技術的サービス (建設工事を除く))

手続開始の公示を次のとおり変更します。

令和6年2月20日

支出負担行為担当官

中国四国防衛局長 西方 孝

1 公示日：令和6年2月19日

2 業務の名称：美保外（6）施設最適化総合設計

3 変更内容

【変更前】

2 参加資格、選定基準及び評価基準

(1) 技術提案書の提出者に要求される資格

イ 単体又は共同体の代表者は、防衛省における平成5・6年度一般競争（指名競争）参加資格（以下「防衛省競争参加資格」という。）のうち、測量・建設コンサルタント等業務の「建築業務」に係る「A」の格付を受け、中国四国防衛局に競争参加を希望していること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、再度級別の格付を受けていること。）。

共同体の代表者以外の構成員は、防衛省競争参加資格のうち、測量・建設コンサルタント等業務の「建築業務」、「土木業務」、「機械業務」、「電気業務」、「通信業務」のいずれかに係る「A」又は「B」の格付を受け、中国四国防衛局に競争参加を希望していること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、再度級別の格付を受けていること。）。

【変更後】

2 参加資格、選定基準及び評価基準

(1) 技術提案書の提出者に要求される資格

イ 単体又は共同体の代表者は、防衛省における令和5・6年度一般競争（指名競争）参加資格（以下「防衛省競争参加資格」という。）のうち、測量・建設コンサルタント等業務の「建築業務」に係る「A」の格付を受け、中国四国防

衛局に競争参加を希望していること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、再度級別の格付を受けていること。）。

共同体の代表者以外の構成員は、防衛省競争参加資格のうち、測量・建設コンサルタント等業務の「建築業務」、「土木業務」、「機械業務」、「電気業務」、「通信業務」のいずれかに係る「A」又は「B」の格付を受け、中国四国防衛局に競争参加を希望していること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、再度級別の格付を受けていること。）。